

株式会社京都ウエストの権限明示書

2025 年 10 月 1 日 第 6 版

1. 株式会社京都ウエスト（以下「当社」）は、損害保険・生命保険共に複数の保険会社と募集委託契約をしている乗合代理店です。
2. 当社は、下記各社の保険契約締結の代理または媒介を行います。

【損害保険会社】

- ・三井住友海上火災保険株式会社
- ・東京海上日動火災海上保険株式会社
- ・損害保険ジャパン株式会社

【生命保険会社】

- ・三井住友海上あいおい生命保険株式会社
- ・アクサ生命保険株式会社
- ・メットライフ生命保険株式会社
- ・ネオファースト生命保険株式会社
- ・東京海上日動あんしん生命保険株式会社
- ・SOMPOひまわり生命保険株式会社

3. 権限の明示

- ・ 当社の損害保険募集人は、お客さまと保険会社の損害保険契約の媒介、または締結の代理権を有しています。なお、当社の取扱保険商品によっては告知受領権を有する商品もあります。お客さまに告知いただいた保険申込書（告知書）の記載内容が事実と違う場合は、ご契約が解除や無効になり、保険金をお支払いできないことがありますので、正しく告知いただきますようお願い致します。
- ・ 当社の生命保険募集人は、お客さまと申込先の保険会社の生命保険契約の媒介を行い、契約締結の代理権はありません。また、当社に告知受領権はありません。告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師だけが有しております。生命保険募集人に口頭でお話いただいても告知したことにはなりませんので、告知書面への記入をお願い致します。なお、保険会社が承諾した時に保険契約は有効に成立します。